

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

令和6年2月28日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越 (東京) (受) 第2300585号
厚生局事案番号 : 関東信越 (東京) (厚) 第2300158号

第1 結論

請求者のA社における令和3年7月13日の標準賞与額を24万円に訂正することが必要である。

令和3年7月13日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る令和3年7月13日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和62年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 令和3年7月13日

A社に勤務した期間のうち、請求期間の標準賞与額の記録が保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)になっている。請求期間については、賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、調査の上、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された、請求者の請求期間に係る支給控除一覧表及び令和3年分給与所得退職所得に対する源泉徴収簿により、請求者は、当該期間において同社から賞与(24万円)の支払を受け、当該賞与額に見合う標準賞与額(24万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が、請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の請求期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出(令和5年10月2日受付)し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の令和3年7月13日の標準賞与額に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。